

福岡県農林水産部の各農林事務所管内等における「風水災害時の 緊急対策工事等に関する協定」締結者の募集について

福岡県農林水産部は、当部が管理する公共施設等に係る風水災害時の緊急対策工事等に関する協定について、以下のとおり協定締結者を募集します。

令和8年4月
福岡県農林水産部長

1. 協定の目的

この協定は、風水害等の災害時において、福岡県農林水産部が管理する公共施設、区域の機能等を保持し、または速やかな復旧を図るために必要な緊急対策工事（以下「緊急対策工事」という。）を迅速かつ適切に実施することを目的とする。

2. 対象となる災害等

この協定の対象となる災害は以下のとおりとする。

- (1) 集中豪雨等降雨による災害
- (2) 台風による災害
- (3) 高潮による災害
- (4) 地震による災害

3. 緊急対策工事等の対象公共施設や区域

緊急対策工事等を実施する場所は、この協定を締結した福岡県農林水産部（以下「管理者」という。）が管理する公共施設（治山施設、ダム）と区域（地すべり防止区域、漁港区域、農地海岸保全区域）及びその他農林水産部関係の施設とする。ただし、大規模災害発生時等、緊急やむを得ない場合は、他の管理者が管理する公共施設等に対しても、緊急対策工事等を実施することができるものとする。

4. 緊急対策工事の内容

緊急対策工事の内容は、管理者が管理する公共施設、区域の機能等を保持し、または速やかな復旧を図るために必要な以下の工事とする。

- (1) 崩土や流木などの障害物の除去
- (2) 法面や護岸の崩落を防止するための土嚢積み
- (3) 法面や堤体等への雨水浸透を防ぐための土木シートの設置及び撤去
- (4) 危険箇所への規制バリケード等の設置撤去
- (5) その他、管理者が必要と判断した緊急対策工事

5. 緊急対策工事以外の活動について

協定締結者は、緊急対策工事の他に、管理者主催の研修会に参加しなければならない。

6. 協定の期間

協定の期間は、協定締結年度の7月1日から翌年6月末日までとする。

7. 協定の応募資格

土木一式工事について「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）」を得ている者（令和8年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿登載者（以下令和8年度入札参加資格者名簿という））。

8. 協定の応募条件

令和8年5月7日現在において以下の（1）から（8）すべての条件を満たさなければならない。ただし、本年度県土整備事務所との協定締結者は、（6）のウを除き、（1）から（8）をすべて満たしているものとみなす。

- （1） 地方自治法施行令第167条の11に該当する者であってはならない。
- （2） 令和8年度の4月1日から協定締結者決定日までの期間について、「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」に規定する以下のアからウのいずれかの事由により、指名停止期間中でないこと。
 - ア 「別表その1 県内において生じた事故等に基づく措置基準」各号に掲げる措置要件に該当するもののうち、悪質性が高いと認められるもの。
 - イ 「別表その2 贈賄又は不正行為等に基づく措置基準」各号に掲げる措置要件に該当するもののうち、悪質性が高いと認められるもの。
 - ウ 「別表その3 暴力的組織等に対する措置基準」各号
- （3） 「福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱」第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- （4） 「会社更生法」に基づく更正手続開始の申し立てがなされている者又は「民事再生法」に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （5） 建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち、「主たる営業所」を、協定を締結する当該農林事務所（以下「当該農林事務所」という。）管内に有すること。または、「建設業法」第3条第1項に規定する営業所のうち「主たる営業所」を福岡県内に有し、かつ10年間継続して「建設業法」第3条第1項に規定する営業所のうち「従たる営業所」を当該農林事務所管内に有すること。
- （6） 工事の主任技術者として、以下のアとイのいずれかに該当する技術者を配置できること。なお、水産部門（漁港区域）においては、あわせてウに該当する技術者を配置できること。
 - ア 「建設業法」による技術検定のうち、1級もしくは2級の建設機械施工、又は1級もしくは2級の土木施工管理とするものに合格した者。
 - イ 「技術士法」による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」、「農業土木（平成30年度以前に合格した者に限る。）」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「農業土木（平成30年度以前に合格した者に限る。）」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。

ウ 水産部門においては、施工環境監理者を配置できること（専任は求めない）。ただし、所属する建設会社と引き続き3ヶ月以上の雇用関係にあること。なお、施工環境監理者とは、周辺海域の自然環境や水生生物の生態環境に配慮した施工を管理できる者で、次の①又は②に該当する者でなければならない。

- ① 技術士法に基づく技術士又は技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者。
- ② 社団法人大日本水産会が行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者。

(7) 過去3年間の間に完成し、工事成績評定を受けた農林水産部発注公共工事の実績があり、全ての当該工事において工事成績評定が65点を下回る工事が無い者であること。

(8) 以下の緊急対策工事に必要な建設機械、資材等を確保できること。

ア 緊急対策工事を施工するための土工機械及び運搬機械等を保有、またはリース等により確保することができ、かつこれを運転できる者を確保できること。

イ 緊急対策工事に必要な資材（土嚢、トラロープ、木杭、バリケード等）を確保できること。

9. 応募における留意事項

当該協定の締結を希望するものは、単独または団体（複数の参加資格要件を満たす者）による共同（以下「共同応募」という。）で応募申請することができる。共同応募するときは、緊急対策工事を実施する体制に係る審査について、機械、資材等を共同で保有または準備することを認める。

ただし主任技術者の派遣については認めない。

また、当該企業の倒産等により共同応募者の相互補完が機能しなくなる場合を除いて、共同応募者のうちに協定を締結できない者があっても、協定を締結する要件を満たすその他の者は協定を締結することができる。

なお、共同応募の場合、共同応募者は、管理者と各々協定締結するものとする。

10. 協定書について

別紙のとおり「協定書」（様式6、7号）を定める。なお、緊急対策工事の対象公共施設や区域が漁港区域の場合は、「協定書」（様式6号）を用い福岡県農林水産部水産局水産振興課と協定を締結するものとする。

11. 緊急対策工事の施工単価

緊急対策工事の施工に関する単価は別途提示する。緊急対策工事を施工するときは、これを用いて積算するが、該当施工単価がない場合は、その都度協議する。

12. 提出様式等の配布と期間等

(1) 提出書類

申請書及び添付資料（詳しくは応募申請書（様式1号）に記載しています）

(2) 様式の配布と期間等

①福岡県農山漁村振興課ホームページ（電子データのダウンロード）

福岡県農山漁村振興課のホームページは、「福岡県のホームページ」→「組織からさがす」

→「農山漁村振興課」→「各係のページ」→「技術管理係（農林共通）」→「福岡県農林水産部における風水災害時の緊急対策工事等に関する協定について」
令和8年4月 日（ ）～令和8年6月10日（水）

②各農林事務所の総務課、農林水産部水産局水産振興課施設管理係（紙媒体の配布）

令和8年4月 日（ ）～令和8年6月10日（水）午前9時～午後5時迄

13. 応募の受付期間及び提出先

令和8年5月7日（木）～令和8年6月10日（水）午後5時迄に該当農林事務所の総務課へ郵送または持参。（必着）。ただし、緊急対策工事の対象公共施設や区域が漁港区域の場合は、農林水産部水産局水産振興課施設管理係へ郵送または持参。（必着）

14. 提出書類の取扱いについて

提出された「申請書」及び「添付資料」は応募申請者の審査以外には使用しない。

提出された「申請書」及び「添付資料」の内容に事実と反することが含まれていることが判明した場合は「審査」を行わないことがある。

また提出された「申請書」及び「添付資料」は返還しない。

15. 質問等の提出方法・受付期間及び回答の閲覧

当該協定及び応募、審査等に関する質問については、福岡県農林水産部農山漁村振興課技術管理係がFAX、Eメールにより受け付ける。質問は、別添の質問書（様式3号）を用いて行うこととする。

必要に応じて、農山漁村振興課技術管理係から質問趣意等について確認することがある。

質問の受付期間は令和8年5月7日（木）午前9時～令和8年6月3日（水）午後0時迄とする。

回答については、福岡県農山漁村振興課のホームページで閲覧可能とする。福岡県農山漁村振興課のホームページは、「福岡県のホームページ」→「組織からさがす」→「農山漁村振興課」→「各係のページ」→「技術管理係（農林共通）」→「福岡県農林水産部における風水災害時の緊急対策工事等に関する協定について」の「協定に関するQ&A」に掲載。

16. 協定の決定

応募期間の毎週金曜日の午後5時にその週の応募を締め切り、提出された「申請書」等の審査を行い協定者を決定する。その後、協定書の締結または非決定の通知を行う。

17. 非決定となった者に対する理由の説明

非決定とされた者は次のとおり説明を求めることができる。

（1）説明を求める場合は苦情申立書（様式8号）により通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に管理者へ提出するものとする。この際、苦情申立書（様式8号）は持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

（2）説明を求められた場合は、受付日の翌日から起算して5日以内（休日除く。）に苦情申立者

に対し回答する。ただし苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的な理由があるときは、回答期限を延長することがある。

(3) (1) の書面の提出先は13と同じとする。

18. 人権尊重の取組

協定締結者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

19. 資料

「応募申請書(様式1号、2号)」水産振興課提出用

「応募申請書(様式1号、2号)」農林事務所提出用

「質問書」(様式3号)

「請書」(様式4号)

「指示非請書」(様式5号)

「協定：水産振興課」(様式6号)

「協定：農林」(様式7号)

「苦情申立書」(様式8号)

「共同応募申請書一覧表」(様式1号別紙)

「緊急対策工事の施工単価」(県土整備部の防災協定資料に後日掲載予定)

20. その他

一般競争入札(総合評価方式)において、令和8年7月1日公告から当該年度管内の農林事務所及び農林水産部水産振興課と協定締結がある場合、評価項目として優位に加点する。